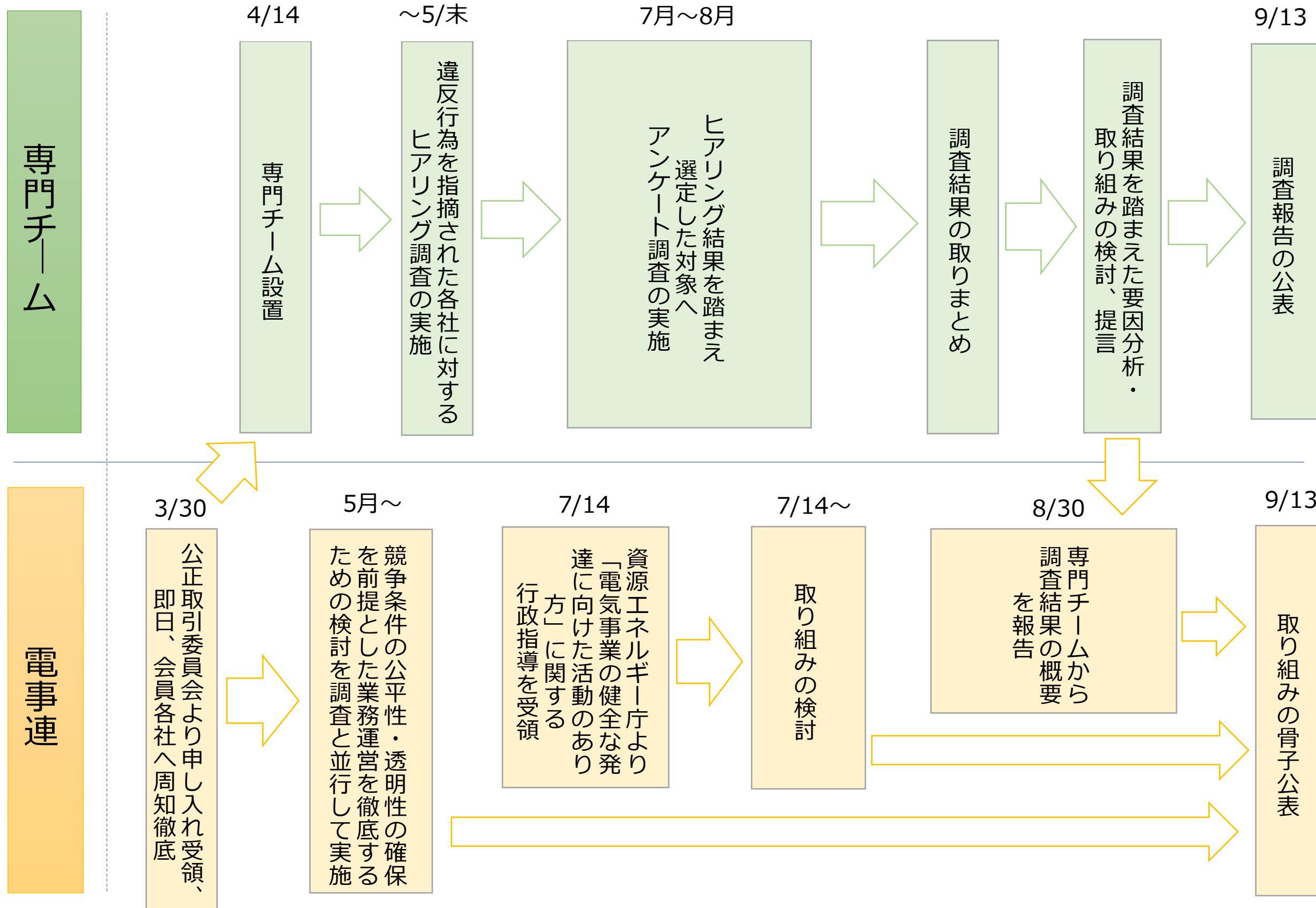


**旧一般電気事業者による独占禁止法違反の事案を踏まえた
公正取引委員会からの申し入れに対する
電気事業連合会としての取り組みについて**

I. 公表までの経緯



Ⅱ. 専門チームによるヒアリングとアンケート等調査結果の概要・分析

ヒアリング調査では、公正取引委員会が指摘するような電事連が開催する会議内における情報交換が行われていた事実は認められなかった。一方で、弊会が開催する会議以外において、電気の小売供給に関する営業活動の方針、状況等についての情報交換が行われていたことが認められた。

電気の小売供給に関する情報交換が広く恒常的に行われていたとまではいえないとされたものの、アンケート結果では、回答総数の1%が電事連が開催する会議において情報交換があったとしている。またその中には域外供給を行うに際し、その旨を伝えること（いわゆる「仁義切り」）も含まれていた。

今回の調査の結果、以下の事実が認められることから、公取委からの申し入れ等を受けてもやむを得ない面があったといえる。

- ・会員各社の間で、ごく一部ではあるが、電事連の会合でも、具体的な情報交換が行われていた。
- ・会員各社の間で、「慣習的に行われていた」とまでは評価できないが、電事連の会合でも、域外供給を行うに際し、いわゆる「仁義切り」はあった。

これらの事象が発生した原因としては、以下の点が挙げられる。

- **会員間相互の関係性**
- **独占禁止法の知識・理解不足**
- **法令等遵守のための体制・ルール等の不備**

Ⅲ. 専門チームの提言を踏まえた電事連としての取り組みの方向性①

項目	専門チームの提言要旨		取り組みの方向性	
①法令等遵守に関するPDCAサイクルの構築	コンプライアンス推進本部の体制強化	組織体制の見直し	<p>コンプライアンス推進本部は本年3月に新規発足した部署であり、機能整理や強化が必要。 また、継続的な法令等遵守の徹底・強化に向けた取り組みを可能とする体制整備も必要。</p>	
	コンプライアンス業務専任職員の採用強化			<p>・コンプライアンス推進本部を法令等遵守体制の整備・運用を行う中心的組織として位置づけた機能強化が必要。</p>
	独占禁止法遵守に関する規程類整備	の規程整備等	<p>・独占禁止法遵守に関する内部規程の整備・運用が必要。</p>	<p>PDCAサイクルの基礎となる独占禁止法遵守に関する規程類の整備が必要。</p>
	研修の充実	意識付けの強化 研修の充実および 独占禁止法遵守の	<p>・個々の職員の独占禁止法に対する理解を高めるための研修の一層の強化が必要。</p>	<p>全職員の知識レベルの維持・向上に加え、各部門の中核者の育成が必要。</p>
	出向者の誓約書提出		<p>・常に独占禁止法遵守のための意識付けを行うため、日常的な取り組みも併せた継続・強化が必要。 ・営業情報等の共有リスクを低減させるための取り組みの導入が必要。</p>	<p>出向者に対する意識醸成の取り組みの強化が必要。</p>
	独占禁止法に関する各種窓口の継続的な周知		<p>・必要な場面で電事連内および外部専門家に速やかに相談できる体制の整備が必要。</p>	<p>各種窓口について、一定の認識はあるが、更なる活用に向け、継続的な周知が必要。</p>
②接触制限や会議運営にあたってのルール整備	の規程整備等		<p>・会員間での接触機会の減少および接触制限のために、会員各社が参加する電事連主催会合における接触制限ルールが必要。</p>	<p>現状、会議で扱う情報に関するルールは定めているが、遵守方法は、主として自部門での確認や会議冒頭の注意喚起にとどまる。 また、会合の開催や会員間の接触に関するルールも暫定的対応にとどまるため、整備が必要。</p>

Ⅲ. 専門チームの提言を踏まえた電事連としての取り組みの方向性②

項目	専門チームの提言要旨	取り組みの方向性
<p data-bbox="26 735 80 1118">③ 会議体の見直し</p> <p data-bbox="147 463 389 806">電事連の役割・目的の再確認および機能・業務範囲の見直し</p> <p data-bbox="147 1149 389 1260">会議体の抜本的見直し</p>	<p data-bbox="438 756 491 1098">会議体の見直し</p> <p data-bbox="564 806 1653 1078">・電事連の活動における独占禁止法違反予防に向けた透明性確保のためには、<u>電事連本来の役割・目的を再確認したうえで、それに合わせた会議体の抜本的見直しが不可欠。</u></p>	<p data-bbox="1693 635 2647 917">電事連の目的に改めて立ち返るとともに、事業環境の変化を踏まえながら、事業者団体としての役割を引き続き果たしていくことが必要。</p> <p data-bbox="1693 997 2620 1199">そのために、明確化した目的別の会議体に再編する抜本的な見直しを行い、組織機能の向上を図る。</p>

IV. 取り組みの骨子 - 1. 法令等遵守に関するPDCAサイクルの構築

骨子	内容	実施目途
<p>(1) コンプライアンス 推進本部の 体制強化</p>	<p>① コンプライアンス推進本部を設置以降、これまでに専任担当者を3名増員配置済み。【実施済】</p> <p>② コンプライアンス関連業務をコンプライアンス推進本部に集約のうえ機能強化する。</p> <p>= 具体的取組 (例) =</p> <p>a. 機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議資料の事前確認 【新規】 ・ 会議のモニタリング 【新規】 ・ 各種ルールの遵守状況の確認 【新規】 ・ ルール遵守状況等の企業倫理等委員会への定期的な報告 【新規】 <p>b. 業務集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス相談窓口 ・ コンプライアンス関係の研修実施 	<p>(実施済)</p> <p>2023年内</p>
<p>(2) コンプライアンス 業務専任職員 の採用強化</p>	<p>コンプライアンス推進体制の構築、継続的な取り組みを行うためのコンプライアンス業務専任職員を採用する。【新規】</p>	<p>2024年度</p>

IV. 取り組みの骨子 - 1. 法令等遵守に関するPDCAサイクルの構築

骨子	内容	実施目途
(3) 独占禁止法 遵守に関する 規程類整備	① 行動指針に独占禁止法遵守を明記する。【強化】 ② 独占禁止法遵守規程を策定し、対外公表する。【新規】 ③ 現行の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを独占禁止法遵守規程のマニュアルとして位置づけ、新たな取組みを反映のうえ、施行する。【強化】	2023年内 2023年内 2023年内
(4) 研修の充実	① 全職員向け研修を定期的に行う。【継続】 ② 各部門のコンプライアンス担当者向け研修を定期的に行う。【新規】	(継続) 2023年内
(5) 出向者の 誓約書提出	新規出向時および出向解除時の独占禁止法遵守に関する誓約書提出をルール化する。【新規】	2023年内
(6) 独占禁止法に 関する各種 窓口の継続的 な周知	独占禁止法に関する電事連内の相談窓口や外部弁護士相談窓口および疑義が生じた場合の速やかな相談実施を継続的に周知する。【継続】	(継続)

IV. 取り組みの骨子 - 2. 接触制限や会議運営にあたってのルール整備

骨子	内容	実施目途
<p>(1) 会員会社等との接触制限ルールの整備</p>	<p>① 電事連会員等が参加する会合（会議・懇親会）について、電事連職員の主催および参加にあたっては、必要なものに限ることとし、主催および参加にあたっては、コンプライアンス推進本部や各部門のコンプライアンス担当者による事前承認、および事後報告等をルール化する。【新規】</p> <p>② 電事連の接触制限や会議運営ルールの整備に加え、電事連主催会合に参加する電事連会員等には、各社における競合他社との接触制限ルールも厳格に適用するよう要請する。【新規】</p>	<p>2023年内</p> <p>2023年内</p>
<p>(2) 会議等の運営ルールの整備</p>	<p>会議等の運営にあたっては、議題や参加者に応じて、以下の対策のうち、複数の対策を組み合わせて実施する。</p> <p>= 対策案 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議冒頭の独占禁止法遵守に関する注意喚起 【継続】 ・ Web会議の活用 【継続】 ・ コンプライアンス推進本部や外部弁護士による会議資料の事前確認 【新規】 ・ コンプライアンス推進本部等による会議のモニタリング 【新規】 	<p>2023年内</p>

IV. 取り組みの骨子 - 3. 会議体の見直し

骨子	内容	実施目途
<p>(1) 電事連の目的・役割の再確認および機能・業務範囲の見直し</p>	<p>電事連は「電気事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与すること」を目的としている。</p> <p>この目的に改めて立ち返るとともに、電力小売全面自由化等、電気事業を取り巻く事業環境の変化を踏まえながら、電気事業に関する知識の普及・啓発を図り、意見を表明する等の事業者団体としての役割を引き続き果たしていく。</p> <p>法令等遵守の観点から懸念が生じ得るような事項は、業務として取り扱わない現行の運用を継続し、今後も事業環境の変化を踏まえ、業務対象範囲を必要に応じ適時・適切に見直していく。【継続】</p>	<p>(継続)</p>
<p>(2) 会議体の抜本的見直し</p>	<p>これまで重要事項に係る議論の大半を担っていた総合政策委員会を廃止し、明確化した目的別の会議体に再編する。【新規】</p> <p>①運営会議（仮称） ： 会員各社社長をメンバーとし、事業者団体としての運営に係る重要事項に限定し、審議・決定する。</p> <p>②目的別委員会 ： 持続的な電力システムの構築や、電力の安定供給・カーボンニュートラルの実現といった目的別に委員会を設置する。各社社長に限らず、委員会の目的に応じた適切なメンバーで議論する。</p>	<p>2024年度</p>